

米水津村明細帳について (二)

色利浦・官野浦

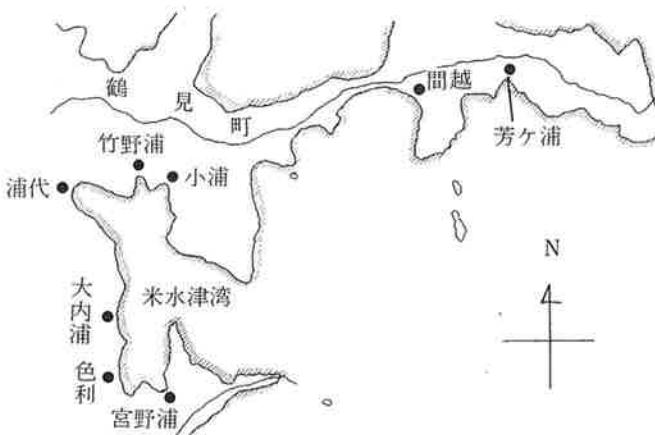
橋本和雄

(会員・佐伯市蟹田)

はじめに

米水津浦組村明細帳（以下「明細帳」という。）のうち今回は色利浦・官野浦地区を紹介したい。明細帳へ記述されている順番は色利・浦代・竹野浦・小浦・官野浦となっているのであるが、地図を見ても分るように色利・官野浦は隣接していること、現在もこの両地区が一つのブロックとしてまとまっていることからこうした扱いとしたのである。

なお地図には色利浦に隣接して大内浦の名が見えるが、明細帳ではこの大内浦は色利浦に含まれていることを御承知置き下さい。



米水津村地図

此高五石貳升貳合

下々烟壹町七反八畝貳拾四步

石盛四斗

此高七石壹斗五升三合三夕四才

石盛三斗

山下々烟壹町壹反五畝拾八步

石盛三斗

此高三石四斗六升八合

石盛三斗

一當浦 東西貳百八拾間

南北百七拾三間

一當数合百五拾四軒 但無百姓壹軒も無御座候

一人數合九百三拾貳人 但 五百壹人 男

四百三拾壹人 女

一御高札場壹ヶ所 但瓦葺大庄屋所出前

内板數拾五枚

切支丹 伴天連 忠孝 浦々において

公儀船、不申及 何事によらず 異国船 毒薬

強訴 捨馬 近年浪人 近年村々 虚無僧

博奕 唐物拔荷 唐物拔荷

内 銀百貳拾三匁四分九厘 鰯干浜御運上

一御先代様 御墨附當浦百姓魚右衛門先祖江被下置今以
所持仕罷有候

一御城下江當浦大庄屋元より道法三里半

一御立林 六ヶ所

壹ヶ所権現山ノ上 壱ヶ所觀音山ノ上

壹ヶ所松きり

壹ヶ所白浦影立

壹ヶ所ひじ里松

一百姓持山五ヶ所 但高請山

内 さざへ辯道下 古天神之鼻

久保

閑あみ 長尾

一百姓仲間山四ヶ所

内 貳ヶ所 西谷 貳ヶ所本谷

右之山年ニ寄不漁之節御年貢諸上納不足仕節伐出し
口二付村中申談立山仕候

一御船手御用木拾八本

楠九本 桧六本 檻貳本 作壹本

一定御運上物

銀貳百七拾三匁四分九厘

内 同百五拾目

小漁御運上

不定御運上物 銀八拾六匁 酒場貳人

一橋	壹ヶ所	但石橋
一牛	六疋	禪宗御城下養賢寺末
一菴	壹ヶ所	妙智菴
本尊正觀音	但木佛	六月廿四日
脇立	但木佛	九月十五日祭礼御座候
地藏	藥師	一天神社
右作相知不申候	但茅葺	壹ヶ所
境内	堅拾貳間	社
横	六間	梁行貳間
梁行三間	但茅葺	正月廿五日祭礼御座候
本堂	桁行六間半	大内浦
高貳斗八升	御免高	一天神社壹ヶ所
右開基相知不申候	白浦	但九尺四面ニ而茅葺
一菴	壹ヶ所	前二石ノ鳥居御座候
梁行貳間	但茅葺	一蛭子社壹ヶ所
桁行三間半	但茅葺	但石のからう戸
但石佛		一森七ヶ所
右開基相知不申		古天神森社無御座候
		中ノ鼻恵美須森社無御座候
		関あみ山の神森社無御座候
		仲世野久保森社無御座候
		松切戎ノ森社無御座候
		本谷山ノ神森社無御座候
一土地	小石砂交り	西谷山ノ神森社無御座候

百姓作間稼品々漁業仕候

一鉄砲 八挺 但威

一 大庄屋給米八斗壹升四合

一 大庄屋給銀八拾六匁壹分

一 小庄屋給銀三百五拾目

一 皆合給銀 八拾六匁壹步

一 町皆合給銀 八拾六匁壹步

一 町宿給 百五拾目

一 大庄屋町宿給銀四拾九匁貳分

一 船數合 百六艘

内

壹艘 御役船 拾艘 小引網船

壹艘 廻船四枚帆 拾五艘 右手船

拾貳艘三枚帆 六拾七艘 小船

一 鰯干濱六反貳拾五步

上浜貳反八畝貳拾九步

下濱九畝拾步

下夕濱貳反貳畝拾六步

✓

屋敷四反六畝貳拾九步

内

石盛壹石

當浦分不定御運上儀者其節之運上限高

委敷仕付有之候得共不定物故畧記し不申只

酒壳場運上丈切紙ニ而張置物也

其外四ヶ浦とも同様

一 高貳拾八石六斗六合貳夕九才 宮野浦

一 此反別四町壹反九畝壹步

内

拾九步

此高六升三合三夕三才 庄屋座敷前

壹畝六步 坪床引

此高壹斗貳升 觀音堂

小以 御免高引

✓ 壱畝貳拾九步

高壹斗八升三合三夕三才

残高貳拾八石四斗貳升貳合九夕六才

毛附高

此反別四町壹反七畝六步

内

一不定御運上物 銀八拾六匁

酒壳場貳軒

社 壱間四面但瓦葺 舞堂 梁行貳間
瓦葺 衍行三間

一橋 三ヶ所 但石橋

淨土宗門浦代養福寺末

一菴 壱ヶ所

迎接菴

本尊阿彌陀但木佛

恵比之作御座候

脇立觀音勢坐

但木佛作相知不申

二十五菩薩

三十三所觀音

魚鱗觀音

地藏菩薩

弘法大師

藥師如來

木像二而作相知不申

堂 梁行三間半

但茅葺前瓦庇

境内 積拾五間

高壹斗貳升 御免高

桁行五間

此反別壹畝六步

一堂 壱ヶ所 本尊不動明王

但九尺四面瓦葺

木像作相知不申

一辯天堂

壹ヶ所 但九尺四面瓦葺

一愛宕堂

壹ヶ所 但五尺四面瓦葺

一氏神

天神社壹ヶ所

境内 積三拾間 前二石の鳥居御座候

横貳拾間

右六月十九日八月廿五日兩度祭礼
一蛭子社壹ヶ所 但壹間四面瓦葺

境内 積八間

前二石之鳥居御座候

横五間

右社人 木立村 塙月上野

土地小石砂交り

百姓作間之稼萬漁業仕候

一鐵砲 壱挺 但威

一大庄屋給米貳斗七升六合

一大庄屋給銀六拾三匁

一小庄屋給銀三百五拾目

一皆合給銀 六拾三匁

一大庄屋町宿給銀三拾六匁

一町宿給銀 百五拾目

一船數合七拾七艘

内

壹艘御役船 八艘小引網船

拾三艘三枚船 壱艘五枚帆

一鰯千演 七反六畝貳拾九步

上濱六反四畝拾八步

中濱四畝貳拾四步

下濱七畝貳拾七步

本文

一 産業関係

第一表に見られるように天保四年色利浦の耕地は一町二反一畝二七歩・戸数一五四軒・人口九三二人である。

宮野浦は耕地四町四反九畝十二歩・戸数一〇三軒・人口五七〇人であった。耕地を各地区の家数で割ると色利浦の一戸当平均耕地面積は一反一畝五歩となる。宮野浦の場合には四畝十一歩で色利浦の半分以下という僅かなものである。四畝十一歩という耕地は坪数になおすと一三一坪（一畝は三十坪）だから、これだけで宮野浦一戸当たり平均家族数五・五人が生きていくだけの食糧生産は到底不可能である。しかも水田は無くて全てが畑である。

第1表 色利浦・宮野浦時代別 耕地・人口状態（明細帳、村勢要覧等をまとめた）

年次		天保4(1833)年(B)	昭和55(1980)年(A)	(A)-(B)
色利浦	耕地面積	17町2反1畝27歩	約54町5反	37町2反1畝27歩
	家 数	154軒	240軒	86軒
	人 口	932人	846人	-86人
宮野浦	耕地面積	4町4反9畝12歩	約9町9反	5町4反18歩
	家 数	103軒	191軒	88軒
	人 口	570人	700人	130人

注 天保4年の耕地面積は、高引、床引、永荒引、並びに屋敷面積を引いた残りの総面積である。

その畠も下畠以下が全耕地の七六%を占めていることを考えると厳しさがよりいつそう際立つてくる。（佐伯史談第一三八号）

小生が紹介した蛇崎庄屋文書の中では蛇崎村一戸当平均耕地面積は四反一畝強である。こうした状況は宮野浦の場合、主な生活基盤を農業ではなくて他の産業に依存していたことを物語っている。色利浦の一戸当たり平均耕地面積は一反一畝五歩である。宮野浦一戸当たり耕地面

積の倍以上あるとはいうものの絶対量としては少な過ぎる。その上全耕地の九〇%が下畠以下で占められていることからも耕地だけに頼って生活を維持していくことが不可能なことは容易に推定出来る。（色利浦の場合一戸当の平均家族数は六人であり宮野浦より若干上廻る数値を示している。）

両地区とも農業だけでは生活を維持していけないことから当然海が大きな役割を果たしていたことが考えられる。この関係を見ていくことにしたい。

明細帳では色利浦の船数は一〇六艘で、これは約一五軒に一艘の割合で船を所有していたことになる。宮野浦の船数は七七艘で一、三軒に一艘の割合である。両地区とも高い船数所有率を示しているが、宮野浦の方が色利浦より高い割合を示すのは、船に依存する度合がそれだけ大きいことを示しているのである。ことばを換えていえばこれだけの船があるから、耕地は少くとも五七〇人の人たちが生活を維持していったのである。

両地区が所有する船の内訳は第2表にまとめたとおりである。藩の公用に使用される「御役船」は一隻ずつ各浦共通して所有している。注目されることの一つに色利

第2表 色利浦・宮野浦 所有船数状況
(明細帳よりまとめた)

船種	地区	色利浦	宮野浦
御役船		1	1
5枚帆			1
廻船 4枚帆		1	
3枚帆		12	13
小引網船		10	8
〃手引		15	12
小船		67	41
計		106	76

※ 宮野浦の場合、総船数 77 としてあった。
船別の数の計は 76 艘となつた。

浦に四枚帆の船一隻・三枚帆の船十二隻、宮野浦に五枚帆の船一隻・三枚帆の船十三隻の船があることである。

参考資料一に見られるように三枚帆の船は二二・八石を一枚帆は四五・九石を五枚帆は六三・一石を積載出来る。一石は十立方尺（約〇・二七立方メートル）だから二二・八石積の船は縦・横・高さ約三メートル四方の立方体を二箇積載出来ることになる。これが五枚帆になると三メートル四方の立方体を約六箇も積載出来ることになる。こうしたことを思うと二七隻の帆船を使って色利

参考資料一 船 役 大分県史近世篇I 154～155頁より

帆反数	廻船積載量(石)	船運上銀(匁)	船戸銀(匁)	船床銀(匁)	帆別銀(匁)	別帆別銀(匁)
2枚帆				(地船)		干鰯・切物30、生海老9、生魚18、ひじき・若布12 鰻・さざえ12、樵木3.68
3枚帆	22.8	6.75 (手船) 6		37.5	7.5	干鰯・切物・かき・鰯45 その他
4枚帆	45.9	9 (網船) 8		45	12	" 66 その他
5枚帆	63.1	11.25	10	60	17.5	" 97.5 その他
6反帆	103.2	18		75	24	" 135 その他

※ 別帆別銀の項の記載内容は大部分省略した。

浦・宮野浦両地区の人たちが海上を行き交い、たくましく生活していた姿がしのばれてならない。この帆船の数で両地区的家数を割ると色利浦は約十二軒に一艘、宮野浦は約七軒に一艘の割合となる。色利浦に比べ宮野浦の方が帆船数の多いことが分る。この傾向は小引網船・同手船にも見られる。

そのうち小引網船を取り上げると色利浦は十五軒に一艘、宮野浦は十三軒に一艘の割合となっている。これ等の数値から分ることは宮野浦が耕地の乏しさを漁業や帆船による運送業によつて大きくカバーしていたことである。小船では色利浦二・三軒に一隻、宮野浦では二・五軒に一隻の割合となり色利浦の方が所有船数は多くなっている。

こうして見てくると天保四年当時色利浦・宮野浦両地区の人たちが毎日の生活を維持し、更にその向上実現のため、海に向かって船を乗り出していく様子が浮かんてくるのである。

しかし海に生活の根拠をかなり置いた生活をすること一面不漁の時には大きな打撃をこうむることになる。こうした状況を示すものとして参考資料二がある。年代

覚

米水津浦組

宮野浦

一銀七百八拾目

米拾貳石代

但石別六拾五匁替

右當己年より来ル寅年迄拾ヶ年賦

一ヶ年分

銀七拾八匁

上納

内

三拾九匁

六月納
八月納

三拾九匁

八月納

八月納

右者其浦年来不漁其上所柄田畠等茂無之近年別而
及困窮候段相聞江候ニ付御吟味之上為御救去辰暮

相願候拝借米代銀書面之通拾ヶ年賦上納被仰付候
間年々右月限之通無滯御銀奉行所江
可相納候以上

願書の通り銀七百八拾目を借した。この銀七八〇目は一
石を銀六五匁と見積った米十二石分である。これの返済
については一年に銀七八匁ずつ十年間で返済すること、
年に返済する金額は三九匁を六月に残り半分を八月に御
銀奉行所へ納めるように」というものである。

宝暦十年（一七六〇）宮野浦の人たちが佐伯藩から借
りた銀七八〇匁がどのように使われたかを検証する史料
は残っていない。推測として米を買うために全てが消費
されたとは考えられない。米より安価な麦、雑穀類等の
購入へと大半は向けられたものと思われる。しかしここ
ではそうした点は考えず、単純に米を買ったと仮定して
銀七八〇匁の意味するところを推察してみたい。

宝暦十年当時宮野浦の人口を四〇〇人とする（天保四
年）

宝暦十一己年二月
佐久間仲印
並河空印
黒木齋宮印

御都代

は宝暦一一年（一七六一）と明細帳の天保四年（一八三
三）より七二年も昔の史料である。史料の上で重要な同
時代性という点からはいくぶんズレがある。しかし当時
の様子を充分うかがわせてくれる史料だと判断している。

史料の内容は「宮野浦地区に不漁が続いていること、
土地柄田畠がないことから近年困窮がつのっていること
を藩当局は知った。それで昨年（辰）宝暦十年）の暮に

土地柄田畠がないことから近年困窮がつのっていること
を藩当局は知った。それで昨年（辰）宝暦十年）の暮に
願書の通り銀七百八拾目を借した。この銀七八〇目は一
石を銀六五匁と見積った米十二石分である。これの返済

参考資料三 米水津村漁業種類別経営体数の地域分布

項目 地区	小型 底引網	まき網	刺 網	さば,い か釣り	船引網	定置網	その他の 漁 業	採貝	ブリ 等 種	その他の 釣り
色利浦					2				1	
宮野浦	5	12	両地区 で 12	5	1	4	1又は2	1		両地区 で約3
浦代浦					1	4	1		2	
小 浦									3	
竹野浦									1	

※ 米水津村役場調べ昭和 60 年度

一人一日米を一合消費するとしたら（米一合だけでは一日の食料としては絶対的に不足だから野菜、雑穀、山野の食用植物等を入れて雑炊等として食べたと考えての一合である）一二〇〇〇合÷四〇〇二三〇で十二石は三〇日分にあたる。このよう

年では五七〇人、文化七年（一八一〇）では四五〇人（佐藤藏太郎著「佐伯志」一四〇頁）であるから宝暦十年（一七六〇）では四〇〇人を下回っていたかも知れない。）

現在の色利浦・宮野浦

ここで現在の色利・宮野浦の様子を見ておきたい。

第1表で見るよう現現在色利浦の耕地は五四町五反あり、天保四年当時より三二町二反一畝二七歩の増（三〇〇%以上の増）となっている。家数は八六軒ふえて二四〇軒となつたが、人口は八四六人と一八三三年当時より八六人減っている。家数が八六軒もふえているのに人口減が見られるのはそれだけ核家族化が進んだからである。昭和五十五年の一戸当たり人数は三・五人で天保四年当時の戸当たり六人よりはるかに少くなっている。

この色利浦に比べ対照的なのは宮野浦の現状である。耕地は九町九反で五町四反十八歩の増（約二二〇%の増）

する食料購入費を借りなければならなかつた、宝暦十年当時の不漁がもたらした困窮のひどさを、この史料はわたしたちに語りかけてくるのである。そしてまた海岸に住む人々が直面するすぎまじいまでの厳しさも知らさせてくれるのである。（宮野浦の不漁は色利浦更には米水津浦組全体が不漁であったと考えられるが、今のところその事を裏付ける史料は見い出し得ない。）

で色利浦の増加率を下回る。しかし家数は一九一軒で八八軒ふえて色利浦の八六軒増を上回っているのである。

人口も色利浦が減少したのに対し宮野浦は一三〇人増を見せ現在は七〇〇人となってい。江戸時代の人口から八六人も減少する結果を見せた色利浦に対し、宮野浦は天保四年当時から一二二%の増を見せて。こうした状況は米水津村の他の地区では浦代に見られるだけである。(一〇五%増)米水津村内で江戸時代と比較して宮野浦地区だけが際立った人口増を見せた原因はどこにあるのだろうか。参考資料三がその原因を物語ってくれる。

ブリ養殖を除いた他の漁業経営の大半は宮野浦に集中していることがよく分る。狭い土地・少ない耕地という状況の中で宮野浦の人たちが漁業振興に長い間努力を積み重ねた結果、米水津村内最大の漁業活性地域へと発展していくのである。そしてまさしくこのことが多くの人口を維持する原動力となっているのである。

二 諸負担関係

明細帳で知ることの出来る米水津浦へ住む人たちの負担内容は運上(雜税のこと)と村方諸役職への負担状況

がその主なものである。このうち運上には定運上と不定運上がある。(佐伯史談一三九号・三一頁参照)不定運上は総額一三貫四七一匁七分でその賦課対象の内訳と金額は米水津浦全体のものを示している。各浦いくらづつということは全く分らない。このことからも明細帳で把握出来る諸負担だけで、短絡的にどの地区がどうであり、ランク面でもこうであつたとは云い難いのである。この事を前提とし、今回は明細帳に記されている範囲で米津へ住む人々はどのようなものを負担していたのかといふ点だけを触ることにした。

第3表は運上関係の各地区負担金額をまとめたものである。定運上には鰯干濱運上、小漁運上があること、鰯干濱運上の総額は三六七匁八分、小漁運上の計は三三五匁七分五厘であり両者に大きな開きはない。鰯干濱運上は浦代がいちばん多く負担しているが、これは他の地区に比べその運上金額に見合う干濱の広さと実績の裏付があつたからだと考えられる。小漁運上では色利が一番多くて小浦がもっとも少ない金額となっている。

不定運上に関しては酒場の運上だけを記しているのであるが、浦代浦が三〇一匁と高く他の地区いずれもが八

第3表 各地区運上負担状況（明細帳よりまとめる）

地区 項目	色利浦	宮野浦	浦代浦	小浦	竹野浦
定運上	273匁4分9厘	90目	250目	24匁8分1厘	65匁2分5厘
定運の内訳	鰯干濱御運上	鰯干濱御運上	鰯干濱御運上	鰯干濱御運上	鰯干濱御運上
	123匁4分9厘	50目	150目	14匁3分1厘	30目
	小漁御運上	小漁御運上	小漁御運上	小漁御運上	小漁御運上
不定運上 (酒場のみ)	150目	40目	100目	10匁5厘	35匁2分5厘
計	359匁4分9厘	176匁	551匁	110匁8分1厘	151匁2分5厘

※ 定運上計は703匁5分5厘で、佐伯史談139号紹介の計707匁8分5厘3分
ちがう数値となっている。

小浦の定運上額とその内訳の金額が一致しない。

六匁となつてゐることと対照的である。これは浦代浦へは酒場が七軒あるのに對し他の地区がそれぞれ二軒ずつあるためである。人口数からいえば色利九三二人に対し浦代八五九

第4表 諸役職等への地区別負担状況（明細帳よりまとめる）

地区 項目	色利浦	宮野浦	浦代	小浦	竹野浦	計
大庄屋給米	8斗1升4合	2斗7升6合	1石7斗2升	2斗9升7合	3斗1合	3石4斗8升
大庄屋給銀	86匁1分	63匁	130匁9分	42匁	28匁	350匁
小庄屋給銀	350匁	350匁	400匁	350匁	300匁	1貫750匁
皆合給銀	86匁1步	63匁	130匁9分	42匁	28匁	350匁
町皆合給銀	86匁1步		130匁9分	42匁	28匁	287匁
町宿給銀	150匁	150匁	200匁	100匁	80匁	680匁
大庄屋町宿給銀	49匁2步	36匁	74匁8分	24匁	16匁	200匁
地目付給銀			25匁			25匁

※ 分と歩の使い分けは原文に従った。

人であるから浦代浦へなぜ酒場が七軒もあつたのかは別の角度からの検討が求められてくる。

(しかし現段階ではアプローチする道を見出しえない)

第4表は諸役職等への地区別負担状況をまとめたものである。大庄屋給米は浦代の負担が一番高く一石七斗二升、次いで

色利となっている。一番少ない宮野浦は二斗七升六合である。各地区負担の計は三石四斗八升となるのであるが、この数値は明細帳の中で全体額を示した大庄屋給米三石六斗と合致していない。大庄屋給銀・小庄屋給銀・皆合給銀・町皆合給銀等の負担額を見ると浦代浦がいずれも一番高いことが分る。大庄屋給米の各地区負担量を決めた基準は各村高の割合に依るものである。大庄屋給銀・皆合給銀・町皆合給銀・大庄屋町宿給銀の負担割合は各地区とも同率である。しかし大庄屋給米のように村高を基準としたものではない。例えば大庄屋給米の場合色利は全体の二二・六%、浦代は四七・七%であった。給銀ではそれぞれ二四・六%、三七・四%の割合となつてゐる。この負担割合のちがいは運上の全体額と関連していると思うのであるが、現在のところその根拠を明らかにするものを見出しえないのである。どなたか御教示下さることを御願いします。なお宮野浦に町皆合給銀の負担額が記されていなかつた。これは明細帳を書き写した人がこの部分を書き忘れたのではないだろうか。大庄屋給銀・皆合給銀・町宿給銀を小浦・竹野浦より多く負担している宮野浦が町皆合給銀だけを負担しないとは考えられない。

それにこの項に大庄屋給銀・皆合給銀の負担額と同じ六三匁の金額を入れると三五〇匁となり、大庄屋給銀・皆合給銀の合計額と合致する。このことからも私としては書き落としたと判断するのである。町宿給銀は前記のもととはまた異った基準をもとに定められているようであるが、その基準についてこれまで分らないのである。このような諸負担がどのような形で割付けられ、そして微集されてきたことその他も含めて全体的な様子を把握出来ないが、ここに記されている金額だけでもかなりのものがある。自給自足を原則としてスタートしたはずの封建社会が、こうした浦々まで深く貨幣経済の中へ組み込んでいる姿をはつきりと私たちに示しているようである。こうした点についてはいつの日か検討出来るだけの史料蒐集と小生自身の力量を高めて実現していきたいと思う。

三 その他の事について

高札場所は色利浦・宮野浦ともに一ヵ所である。色利浦の場合大庄屋と記されているが宮野浦の場合明記されないのである。（他の浦も同様である）そして高札枚数は宮

野浦が五枚に対し大庄屋のある色利浦は十五枚となつてゐる。（但しその一枚のうち二枚は同じもの「唐物抜荷」である。）宮野浦以外の浦代・竹野浦・小浦の高札を見ると、各浦共通してあるものは「切支丹」・「博奕」・「何事によらず」の三枚であつた。大庄屋にある多くの高札はどのように使われたのであらうか。時に応じて各浦へ持つて行き使われることもあつたのだろうか。このような史料を見ていると当時の日常生活の一端に心の惹かれるを感じてならない。

御立林（藩有林）は色利浦六か所・宮野浦には二か所ある。藩有林は他の浦にも全てあることからこの時代藩の所有する山林がいかに多かつたかを知らせてくる。百姓持山は高請山が多い。（色利五か所・宮野浦八か所）どのくらいの高で請けていたのか分らないが、こうしたところにまで細かく藩当局の収奪体制が貫かれている点、封建社会の本質を私たちへ知らせてくれる。色利浦へは仲間山（共有林）が四か所あるが、これは不漁の時とか、年貢や諸上納が不足する時に伐出す立前となつていて、宮野浦には仲間山が見られないが、このことが当時生活面へどれだけ影響を及ぼしていたのであらうか。史料が

無いため分らないが宮野浦の人たちの厳しい生活の一面を示唆しているような気がしてならない。この外明細帳には寺社のことが詳しく記されている。先に見た高札に「切支丹」が必ずあることと共に通して、江戸時代における宗教政策の貫徹している姿を見ることが出来る。

四 まとめにかえて

明細帳はあと浦代・竹野浦・小浦が残っている。次回この地区を紹介する際に今回簡単に触れただけの寺社関係をはじめ、紹介することなく終つた事項をまとめて書きつづることにしたい。誤記・誤断の多い史料紹介となつたと思われるが、そうした点よろしく御教示下さることを御願いする次第です。

